



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	アメリカ・オレゴン州土地利用法を参考とした持続可能な土地利用法制の検討 : 公的ニューサンスを鍵として [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	菅澤, 紀生
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第16028号
Issue Date	2024-06-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/92737
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Norio_Sugasawa_review.pdf, 審査の要旨



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（法学）

氏名：菅澤 紀生

審査担当者	主査	教授	岸本	太樹
	副査	教授	米田	雅宏
	副査	教授	佐藤	修二

学位論文題名

アメリカ・オレゴン州土地利用法を参考とした持続可能な土地利用法制の検討
ー公的ニューサンスを鍵としてー

本論文は、アメリカ・オレゴン州及びポートランド市の土地利用規制の実態並びにその基盤となる法制度（及び関連する裁判例の動向等）に焦点を当て、「公共的観点からの土地利用コントロール」が我が国より数段強い（とされる）同国の法制度の基本構造並びに思考様式を解明することを通じて、これまで「土地所有権に対する過度の尊重」により、公共的観点からの土地利用規制に及び腰な対応しかしてこなかった日本の現状を批判的に考察するものである。本論文の中核は、土地利用の公共的コントロールを正当化する際の理論的根拠とされる「公的ニューサンス」論の紹介と分析である。

菅澤氏によると、「ニューサンス」概念はイギリス／コモン・ローに起源を有し、アメリカ法に継受されたものであって、元来「隣接する土地所有者間の相隣紛争を解決する法理」であった。しかし、この概念は、次第に、公共的な害悪の除去を目的とした規制を理論的に正当化するための根拠としての役割をも果たすようになった。所謂「公的ニューサンス」論の登場である。氏によると、「公的ニューサンス」という概念は、延焼が危惧される家屋の取り壊しや鉄道の安全規制、ワクチンの強制接種、都市景観の維持・保全や自然資源・環境保護などを理由とした土地利用規制を正当化するための理論的根拠とされることがある。他方、これと密接に関係する「ポリスパワー」という概念は、公共的害悪を防止し又はこれを除去するために行使される州の「規制権限」を意味するアメリカ法的な概念である。これら二つの概念の関係性は必ずしも明確ではないが、本論文では、一応の概念整理として、「公的ニューサンスは、何らかの害を生じさせるという現象を意味し、その発生を防止し責任追及すべく、州のポリスパワーの行使として、法律を制定し、その規制をするというのが、両者の関係と理解される。」との分析結果が提示されている。

氏の指摘によれば、上記二つの概念は、時代の変遷とともに、その内容を拡張してきた。公的ニューサンスは、公衆衛生、公共の安全、治安に対する妨害はもとより、公共の快適さや公共の利便に対する重大な妨害、ひいては、温室効果ガスの排出等をも含む概念となりつつある。他方、ポリスパワーも、1960年代以降、景観保全や自然環境の保護、ひいては低所得者向け住宅の適正配分などといった「より広範な公共的事項の実現」を対象とするようになっていく。

他方、こうした「ポリスパワー（又は公的ニューサンス概念）の拡張（及びそれを基盤とした土地利用規制の導入または強化）には、慎重な見解も存在する。氏は、1992年の連邦最高裁判決（所謂ルーカス判決）の紹介・分析において、1）州が「新たな立法」によって「補償なし」に土地利用規制を行おうとする場合、州は、新規立法による土地利用規制が私的または公的ニューサンスの防止または除去のため真に必要であり、法的に正当化されるべきものであることを《立証》しなければならないこと、2）過去の判例において適法と認められてきた（私的又は公的ニューサンスに基づく）土地利用規制であるとしても、状況や知見の変化によっては、その許容性が（将来的に）否定される可能性が残されていること等を論じた「スカリア判事」の言説に光を当てる。

その上で氏は、現在、アメリカにおいて土地利用規制等の法的正当化根拠とされている「ニューサンス概念」を、以下の4つに分類している。①「私的ニューサンス」、②「既に法定されている《古典的な》公的ニューサンス」、③「上記②の古典的公的ニューサンスよりも広い《拡張された》法定公的ニューサンス、そして④「現時点では未だ法定されていないものの、損害賠償等の根拠とすべく、大規模不法行為訴訟等で主張されている（最広義の）公的ニューサンスの4つである。そして、アメリカにおいて、特に「公的ニューサンス」という概念には、2つの意義があると結論づけている。すなわち、（1）例えば、銃規制や温室効果ガスの排出など、立法による規制が未だなされていないが、何らかの害悪が観念される対象の違法性、差止め、損害賠償の根拠として、訴訟の場において立法を補完する意義・機能、そして、（2）政府の立法権限、ポリスパワーの行使を法的に正当化し、裏付ける意義・機能である。

上記検討を踏まえ、本論文第3章以下では、現在我が国の都市が直面している諸々の課題（すなわち、都市内人口の減少・高齢化等に伴って生じる都市の低密度化、スポンジ化といった問題等）に焦点を当て、今後我が国が「持続可能な都市」を実現するためには、我が国の土地利用法制の根底に脈打つ「絶対的所有権の観念」を見直し、土地利用規制の強化へと舵を切る必要があること、その際、本研究の考察対象たる「アメリカの公的ニューサンス論」的な考え方を導入すべきとの結論に達している。

本論文は、実務法曹家（弁護士）が、アメリカ留学中の研究成果を基盤に、知見を論文化したものである。「日本の土地利用規制の問題点」を指摘し、欧米諸国の土地法制との比較検討を行う先行業績は多数存在する。本論文の内容が、これら先行業績と多くの部分で重複することは否定できない。しかし、先行業績が「概ね1980年代まで」における当時のアメリカの動向を紹介・分析しながら「当時の」我が国の土地利用法制を批判的に分析するものであるのに対し、本論文は、1990年代以降現在に至る「その後の」アメリカの判例動向を踏まえつつ、「現在の」日本の土地利用法制を総合的に批判検討している。ここに本論文の新規性がある。むろん、本論文にも課題はある。「公的ニューサンスを正当化根拠とした土地利用規制」が許容される具体的局面、及びそれが許容されるための要件乃至基準については、アメリカでも議論の途上にあり、必ずしも「法理論」として体系化されたものとは言えない。アメリカの「公的ニューサンス」論の意義を肯定的に捉えるにせよ、同国の学術論議をより広く（深く）涉猟し、批判論を含めた緻密な検討と学術的裏付けが求められる。この点は、氏の今後の研究課題に位置づけられよう。

審査委員は、以上の点を慎重かつ総合的に考慮したうえで、本論文が博士（法学）の学位を授与するに相応しい水準に達しているとの結論に達した。